

第 26 号議案

小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い「父子福祉資金」が創設され、小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するため

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表こども課の部子育て支援係の項第 6 号中「母子・寡婦福祉資金等」を「母子・父子・寡婦福祉資金等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
小城市教育委員会事務局組織規則 第1条～第2条（略） （分掌事務） 第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。			小城市教育委員会事務局組織規則 第1条～第2条（略） （分掌事務） 第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。		
課名	係名	分掌事務	課名	係名	分掌事務
こども課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関すること。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 児童手当に関すること。 (4) 児童センターに関すること。 (5) 母子等及び寡婦福祉に関すること。 (6) <u>母子・寡婦福祉資金等の貸与に</u> 関すること。 (7) 子ども及びひとり親家庭等の医療費 助成に関すること。 (8) 未熟児養育医療給付に関すること。	こども課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関すること。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 児童手当に関すること。 (4) 児童センターに関すること。 (5) 母子等及び寡婦福祉に関すること。 (6) <u>母子・父子・寡婦福祉資金等の貸与に</u> 関すること。 (7) 子ども及びひとり親家庭等の医療費 助成に関すること。 (8) 未熟児養育医療給付に関すること。
第4条～第7条（略）			第4条～第7条（略）		